



# 熟年離婚のリスク回避

## ～老後の夫婦はお互い助け合う思いやりを～

西尾 孝幸  
みらい総合法律事務所 所長 弁護士

### ●ひとごとでない「熟年離婚」

日本の離婚数は年間25万件（平成22年）を数えます。30年前の3・6倍です。なかでも結婚期間20年以上の「熟年離婚」が増え、特に年金分割ができるようになった平成19年には4万件となり、30年前の4倍にも達しました。

### ●熟年離婚は「手続き地獄」

一通の届出で済んだ結婚とは違って、離婚はすんなりとはいきません。対立しながらいろんなことを片付けねばならないのでやっかいです。特に熟年離婚となると、長年二人で積み上げた「共有財産」があり、離婚するにはそれを分ける「財産分与」が必要です。どちらの名義でも夫婦で築いたものは「共有財産」ですが、結婚前に親からもらった財産を頭金にして取得した不動産などはごまかすのが共有か、どう分けるかでよく揉めます。

### ●年金分割制度によって、専業主婦

が離婚しても夫の厚生年金が分割して支給されるようになりましたが、仕組みは複雑です。夫に年金支給が開始されていても、妻の年齢や妻の

国民年金の加入期間など様々な要件があります。しかも自動的に妻が年金の半分を取れるわけではなく、どう分けるかは夫婦間での協議次第です。夫が、妻の分は30%程度にすぎない、と主張してバトルとなることもありえます。さらに、離婚の責任が相手にある、婚姻期間が長いから多額の慰謝料を払えとなると、決着がつくまでは、もう大変です。

このように離婚が成立するまでの煩雑な手続きに相当な時間・労力、エネルギーがとられるのを覚悟しなくてはなりません。そして、離婚後の生活では、夫はもちろん妻も大きなデメリットに直面します。

### ●熟年離婚で「失くすもの」

精神的に物理的にも夫から解放されたい、というのが妻側の言い分です。でも、離婚は夫婦一つの生活が二分割するのですから、どちらも離婚後の生活は経済的にデメリットが大いのです。また何よりも孤独な老後はお勧めできません。社会学者のジンメルによれば、夫婦が年を重ね二人で共同の運命・関心・心配事を共にすることで、その夫婦だけの

共同の基準が創られます。30年4年と一緒に過ごして創ったこの「共同の基準」も離婚で失くしてしまうのです。

### ●「同僚」モードへの仕様変更

私は妻側の離婚相談には「結婚を就職と考えてみませんか。そう考えれば、夫は、嫌な上司よりはましではないですか？」と夫婦生活の「経済的効用」にも目を向けるよう提案します。

しかし、「嫌な上司よりまし」と我慢していた妻も、夫の定年後はそうはいきません。以前のように「大黒柱だ」と威張っていたのでは見捨てられます。熟年離婚で夫が得することは何もありません。早々に「上司」的態度を捨て、「同僚」モードに切り替えて下さい。

夫の態度が改まれば、妻の側も定年後の夫を「会社の同僚」として受け入れてはどうでしょうか。経済効果のある夫婦の共同生活が「上司がない夫婦会社」になった、と考えれば、妻もあえて「退社（＝離婚）」しなくていいのではないのでしょうか。